

平成 28 年度立川市個人情報保護審議会答申について(要旨)

(平成 28 年 5 月 9 日現在)

番号	諮問日(上段) 答申日(下段)	実施機関	諮問の概要	審査会の結論
立個審第 5 号	平成 28 年 1 月 18 日 平成 28 年 5 月 9 日	立川市長	法務相談(平成 27 年〇月〇日に文書法政課、人事課、清掃事務所の3課で実施)の報告書、回議書、メール、録音メモ等の法務相談の実施前後の全てがわかる資料を求める開示等請求に対し、事務・事業の適正な遂行への支障を理由に実施機関が行った個人情報非開示等決定の取消しを求めるもの。	実施機関が個人情報非開示等決定通知書で非開示等とした決定のうち、法務相談報告書の非開示決定については妥当であるが、法務相談依頼票については開示すべきである。